

改正 昭和61年11月本部訓令第13号 平成14年 7 月本部訓令第20号  
平成15年 9 月本部訓令第18号 平成17年 3 月本部訓令第 4 号  
平成17年12月本部訓令第24号 平成18年 3 月本部訓令第 3 号  
平成20年 3 月本部訓令第 4 号 平成22年 3 月本部訓令第 8 号  
平成25年 3 月本部訓令第 6 号

警察本部  
警察学校  
各警察署

青森県警察高速道路交通警察隊運営規程を次のように定める。

青森県警察高速道路交通警察隊運営規程  
(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 高速隊の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管轄区域等)

第 3 条 高速隊の管轄区域は、高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第 1 項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）のうち、青森県内の区間とする。

2 警察法（昭和29年法律第162号）第66条第 2 項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第 7 条の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づいて他県警察と協議して定めた協定その他これに準ずるもの（以下「協定等」という。）があるときは、高速隊の隊員（以下「隊員」という。）は、協定等に定めるところにより、高速道路のうち、青森県内の区間以外の区間（以下「県外区間」という。）において職権を行うことができる。

(編成)

第 4 条 高速隊には、本隊及び分駐隊を置き、その名称、位置及び担当区域は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、高速隊に、インターチェンジ警察官詰所を置き、その名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

(勤務制等)

第 5 条 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）が指定する隊員の勤務制は、三交替勤務とする。

2 三交替勤務の勤務時間の割り振りは、次表の基準により隊長が定めるものとする。

勤務区分	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻
当番		午前 8 時 30 分	翌日午前 8 時 30 分
日勤		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分

3 隊長は、三交替勤務により難い特別の理由がある場合には、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けて、異なる勤務制を命ずることができる。

(運用計画)

第 6 条 隊長は、高速隊の効率的な運用を図るため、交通事情等の実態を勘案し、毎月 25 日までに翌月の運用計画を定めるものとする。

(交通事故事件の送致等)

第 7 条 管轄区域内において発生した交通事故事件の送致（付）は、別に定めるところによる。

2 隊長が協定等に定めるところにより職権を行うことができる県外区間（以下「県外協定区域」という。）において発生した交通事故事件については、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存等必要な初動措置を講じた後、当該事件を、当該区域を管轄する県警察の高速道路交通警察隊長（以下「隣接県高速隊長」という。）に引き継ぐものとする。

（交通法令違反事件の取扱い）

第8条 管轄区域及び県外協定区域において検挙した交通法令違反事件のうち、交通反則通告制度の適用がある違反事件については、本部長の指定する交通反則通告センターに送付し、その他の違反事件については、前条の規定により送致（付）するものとする。

（刑事事件の取扱い）

第9条 前2条に規定する事件以外の事件については、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存等必要な初動措置を講じた後、当該事件を関係警察署長に引き継ぐものとする。

（その他の事案の取扱い）

第10条 前3条に規定する事件以外の警察対象事案の取扱いについては、必要な措置を講じた後、当該警察対象事案を、管轄区域内において発生したものは関係警察署長に、県外協定区域において発生したものは当該区域を管轄する隣接県高速隊長にそれぞれ引き継ぐものとする。

（被疑者を逮捕した場合の措置）

第11条 交通事故事件（県外協定区域で発生したものを除く。）及び交通法令違反事件の被疑者を逮捕し、又はその引き渡しを受けたときは、最寄りの警察署に身柄の留置を依頼するものとする。

（応援要請等）

第12条 隊長は、大規模な交通事故の発生又はその他の警察活動において必要があるときは、その状況を本部長に報告し、必要人員及び資器材の応援を要請することができる。ただし、緊急やむを得ないときは、直接関係所属長に応援要請することができる。この場合、速やかに本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

2 前項の応援要請された所属長は、積極的に協力しなければならない。

（連絡協調）

第13条 隊長は、高速道路における警察活動を効率的に行うため、関係所属長、関係機関等と緊密な連絡協調に努めなければならない。

（教養訓練）

第14条 隊長は、隊員に対し、職務遂行に必要な知識及び技能の向上を図るため、教養訓練を行わなければならない。

（細部事項）

第15条 この規定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（平成14年本部訓令第20号）

この訓令は、平成14年7月18日から施行する。

附 則（平成15年本部訓令第18号）

この訓令は、平成15年9月28日から施行する。

附 則（平成17年本部訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2南郷インターチェンジ警察官詰所の項の改正規定は同年3月31日から施行する。

附 則（平成17年本部訓令第24号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第3号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成20年本部訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第8号抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年3月24日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	位置	担当区域
本隊	青森市 東北縦貫自動車道弘前線青森インターチェンジ内	東北縦貫自動車道弘前線（青森インターチェンジから黒石インターチェンジまでの区間） 東北縦貫自動車道八戸線（青森東インターチェンジから青森ジャンクションまでの区間） 県道青森東インター線（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間）
碓ヶ関分駐隊	平川市 東北縦貫自動車道弘前線碓ヶ関インターチェンジ内	東北縦貫自動車道弘前線（黒石インターチェンジから青森県と秋田県の県境までの区間）
八戸分駐隊	八戸市 東北縦貫自動車道八戸線八戸インターチェンジ内	東北縦貫自動車道八戸線（八戸インターチェンジから青森県と岩手県の県境までの区間及び八戸北インターチェンジから八戸ジャンクションまでの区間） 一般国道45号（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間） 県道八戸野辺地線（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間）

別表第2（第4条関係）

名称	位置
青森中央インターチェンジ警察官詰所	青森市 東北縦貫自動車道八戸線青森中央インターチェンジ内
浪岡インターチェンジ警察官詰所	青森市 東北縦貫自動車道弘前線浪岡インターチェンジ内
黒石インターチェンジ警察官詰所	黒石市 東北縦貫自動車道弘前線黒石インターチェンジ内
大鰐弘前インターチェンジ警察官詰所	南津軽郡大鰐町 東北縦貫自動車道弘前線大鰐弘前インターチェンジ内
南郷インターチェンジ警察官詰所	八戸市 東北縦貫自動車道八戸線南郷インターチェンジ内
八戸北インターチェンジ警察官詰所	八戸市 東北縦貫自動車道八戸線八戸北インターチェンジ内
下田百石インターチェンジ警察官詰所	上北郡おいらせ町 一般国道45号下田百石インターチェンジ内